

## 第268回狛江市行財政改革推進本部会議会議録

- 1 日 時 平成26年1月21日(火) 午前9時35分～午前9時45分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 本部長 高橋市長  
副本部長 水野副市長(市民生活部長事務取扱い)  
副本部長 有馬教育長  
本部員 石森企画財政部長 本部員 小川総務部長  
本部員 平林福祉保健部長 本部員 松坂児童青少年部長  
本部員 松本建設環境部長 本部員 小林議会事務局長  
本部員 小泉教育部長  
事務局 小川政策室長 高橋財政課長  
富田政策室企画法制担当主査
- 4 欠席者 なし
- 5 議 題 1. 補助金の見直しについて  
2. 施設使用料について
- 6 会議概要

本部長 これより、第268回狛江市行財政改革推進本部会議を開催する。議題1「補助金の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局 「補助金の見直し」について説明させていただく。今回、見直しの対象とした補助金は、25年度末に終期が設定されているもの2件である。所管課において「補助金概要表」と「補助金評価シート」を作成し、評価したうえで、財政課でヒアリングを行ったところであるが、行財政改革推進本部で方向性を決定していただき、26年度予算に反映させるものである。見直し対象となった補助金2件は、すべて継続とさせていただいている。木造住宅耐震改修助成金については、木造住宅において耐震改修を希望する所有者に対し改修工事に要する費用の一部を助成するものである。平成27年度の耐震化率90%の目標との関係、災害に強いまちづくりの形成に寄与するため、「助成制度の周知を積極的に行う必要がある」ことを継続に関する意見として付している。避難所運営協議会補助金については、事業に要する経費の一部を補助することにより、自主防災活動の推進を図り、市民の防災行動力の向上に寄与することを目的としており、避難所運営訓練の実施などに伴う諸経費のうち3万円を上限として助成している。「避難所運営協議会に参加する地域住民が高齢者中心であり、今後、安定した運営を行うためには、幅広い世代の参加者を募る必要がある」ことを、継続に関する意見として付している。説明は、以上である。

本部長 意見等はあるか。

副本部長 安心安全を推進するという市の施策の方向性に合致している補助金であるため提案のとおりでよろしいと思う。

本部長 他に意見がなければ、原案のとおり了承する。続いて議題2「施設使用料について」、事務局から説明をお願いする。

事務局 施設使用料については、3年ごとに見直すこととしているが、平成26年4月から消費税率が改定されることによる影響を踏まえ、施設使用料の見直しについて検討を行ったものである。地域センター等の対象施設については、平成25年度の決算見込額から26年度の増税による見込額を算出している。結果としては、1㎡1時間あたり2.01円、20㎡3時間あたり121円となった。24年度見直しでは20㎡3時間あたり133円であったので、26年度では若干減額となる見込みであるが、現在の時間単価は100円と設定しており、それ以上ではあるため、現行どおりとしたいと考えている。体育施設については、他市の状況を踏まえた料金設定としており、26年1月現在、多摩25市中「料金の値上げを実施しない」としている市が18市である。市民ホールについても、同様に、他市の状況を踏まえた料金設定としているが、多摩25市中「料金の値上げを実施しない」としている市が18市である。両施設とも、施設の稼働率を優先する立場からも、現行の使用料を据え置くこととしたいと考えている。なお、両施設とも指定管理者による利用料金制で行っているが、指定管理期間は、新たに26年4月から始まる施設であり、債務負担行為を設定している予算では、消費税の影響も考慮しているものである。

続いて、狛江駅北口地下駐車場についてであるが、1時間単位では400円と開設当初から変更はない。消費税率8%で試算すると約420円とする必要があるが、現在の料金体系15分100円では105円となるものの、料金精算機の変更に多額の経費を要することや、利用者の利便性からも、現行の料金を据え置くこととしたいと考えている。説明は、以上である。

本部長 意見等はあるか。

副本部長 料金を据え置く場合に、値上げ転嫁防止の観点から増税分を値下げしているかどうか、サービスしているというような表現にならないように気を付けていただきたい。

本部長 学校施設については、どのように考えているのか。

事務局 教室等については、地域センター等と同じ算定基準を適用している。また、校庭や体育館は、体育施設条例を準用しているため、現行通りに据え置く考えである。

本部長 施設使用料を据え置くことで、指定管理者にとって影響はないのか。

事務局 体育施設と市民ホールが指定管理者で運営しており、料金収入に対して消費税が課税されることになるが、平成26年度から新たに指定管理期間が始まるので、その中では増税分も見込んだ予算措置をしているため、指定管理者にとって負担となることはないと考えている。

本部長 他に意見がなければ、原案とおりで了承とし、第268回行財政改革推進本部を終了する。